

一般財団法人・公益財団法人における機関の権限等

一般財団法人・公益財団法人における機関の権限等

	理事会	評議員会
役割	<ul style="list-style-type: none"> ◆ すべての業務執行の決定 ◆ 理事の職務執行の監督 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人運営の基本ルール・体制の決定 ◆ 事後的な法人運営の監督
権限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務執行の決定(予算や事業計画の決定を含む。)(90条2項1号、197条) ※ 重要財産の処分、重要な職員の選任・解任等重要事項の決定は、理事に委任不可。(90条4項、197条) ○ 理事の職務執行の監督(90条2項2号、197条) ○ 代表理事の選定・解職(90条2項3号、197条) ○ 計算書類、事業報告の承認(124条3項、199条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決議事項は、法律に規定する事項又は定款に定めた事項に限定。(178条2項) 【法律に規定する決議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更(200条) ・ 合併の承認(247条、251条、257条) ・ 理事等の法人に対する責任の一部免除(113条1項、198条) ・ 計算書類の承認(126条2項、199条) ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任(63条1項、176条、177条) ・ 理事・監事の報酬の決定(89条、105条、197条)
開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会は、3ヶ月に1回以上(代表理事による職務執行状況の報告義務)。(91条2項、197条) ・ ただし、定款により毎事業年度2回以上に緩和可。(91条2項、197条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度の終了後一定の時期に定時評議員会を招集。(179条1項) ・ 必要に応じ、臨時評議員会も開催可能。(179条2項)

※条項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定